

記者各位

平成 27 年 7 月 29 日
株式会社千葉銀行
株式会社日本政策金融公庫
(千葉・館山・松戸・船橋支店)

県内事業者等のダイバーシティ推進を支援する融資の取組みについて
《 千葉銀行と日本公庫千葉県内 4 支店の連携施策 》

株式会社千葉銀行（頭取 佐久間 英利）と株式会社日本政策金融公庫（日本公庫）（総裁 細川 興一）の千葉県内 4 支店（千葉・館山・松戸・船橋）は、ダイバーシティ^{※1}の推進を千葉県全域に拡げることを目的として、ダイバーシティの推進に積極的な事業者を金融面で支援する取組みを開始します。

千葉銀行は、平成 27 年 7 月 29 日（水）より、ダイバーシティの推進に積極的な事業者を対象とした「ちばぎんダイバーシティ推進支援融資制度」の取扱いを開始します。

また、日本公庫は、「地域活性化・雇用促進資金」の利用対象者の要件を拡充し、女性の活躍支援を積極的に取組む事業者への融資を強化しています。

両制度とも、千葉県が推進する「社員いきいき！元気な会社」宣言企業^{※2}に登録している企業を融資対象者としており、千葉県の女性活躍推進の施策とも呼応した取組みとなっております。

千葉銀行と日本公庫の千葉県内 4 支店は、昨年 4 月に「業務連携・協力に関する覚書」を締結しており、今回の取組みにおいても相互に連携し、協調して融資に取り組むことも想定しています。

千葉銀行と日本公庫の千葉県内 4 支店は、今後も創業支援・企業再生支援・農商工連携など幅広い分野で連携し、地域の事業者のみなさまの経営をサポートしてまいります。

以上

※1. 「ダイバーシティ」とは、多様性を受け入れ、それぞれの置かれた環境や立場を尊重し、メンバー一人ひとりが能力を最大限発揮できる組織を創り出すこと。

※2. 「社員いきいき！元気な会社」宣言企業とは、女性が活躍しやすい会社等、仕事と家庭の両立支援に取り組む会社として千葉県に登録している企業のこと。

(本プレスリリースに関するお問い合わせ先)

○株式会社千葉銀行 営業支援部 (担当：村)

TEL 043-245-1111 (内線7755)

○株式会社日本政策金融公庫 千葉支店中小企業事業 (担当：斉藤)

TEL 043-243-7121

千葉銀行の「ちばぎんダイバーシティ推進支援融資制度」の概要

項 目	内 容
ご 利 用 対 象 者	以下の項目のいずれかに該当する法人および個人事業主 1. 千葉労働局から「くるみん」 ^{※1} の認定を受けている 2. 千葉県に「社員いきいき！元気な会社」宣言企業 ^{※2} の登録を行なっている
お 使 い み ち	運転資金・設備資金
ご 融 資 金 額	100万円以上
ご 融 資 期 間	1年超
ご 返 済 方 法	元金均等返済または元利均等返済
ご 融 資 利 率	当行所定利率（変動金利または固定金利）
担 保	原則、不要
保 証 人	法人の場合、原則、代表者 個人の場合、原則、不要
特 典	株式会社ちばぎん総合研究所が提供する以下のメニューの中から1つをお借入日より1年以内に限り無償でご利用いただけます。 （ご利用者さま毎、年1回） ア. ちばぎん総合研究所主催のセミナーの受講（1回） イ. ちばぎん総合研究所の経営に関する簡易相談（1回） ウ. ちばぎん総合研究所の社員向け出張講座（1時間）の実施

平成27年7月29日現在

※1. 「くるみん」は、雇用環境の整備について行動計画を策定し、一定の基準を満たした企業に対して「子育てサポート企業」として厚生労働大臣が認定する制度。

※2. 「社員いきいき！元気な会社」宣言企業とは、女性が活躍しやすい会社等、仕事と家庭の両立支援に取り組む会社として千葉県に登録している企業。

日本公庫の「地域活性化・雇用促進資金（女性活躍推進関連）」の制度概要

項 目	地域活性化・雇用促進資金（女性活躍推進関連）	
	中小企業事業	国民生活事業
ご利用対象者	次世代育成支援対策推進法第12条に基づく一般事業主行動計画を策定し、その旨を都道府県労働局へ届け出ている方または地方公共団体が推進する施策に基づき女性従業員の活用促進に取り組む方※ ※千葉県の「社員いきいき！元気な会社宣言」企業募集に応募し、県が仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組んでいる企業として公表した方	
お 使 い み ち	事業を行うために必要な設備資金および長期運転資金	
ご 融 資 金 額	7億2千万円以内 （うち、運転資金2億5千万円）	7,200万円以内 （うち、運転資金は4,800万円以内）
ご 融 資 期 間	設備資金20年以内 （うち据置期間2年以内） 運転資金7年以内 （うち据置期間1年以内）	設備資金15年以内 （うち据置期間2年以内） 運転資金5年以内 （うち据置期間1年以内）
ご 返 済 方 法	据置後、原則として元金均等割賦返済	
ご 融 資 利 率	<ul style="list-style-type: none"> ・2億7千万円まで特別利率①※ ※次世代育成支援対策推進法第13条に基づく認定を受けた方（くるみん認定企業）は特別利率② ・2億7千万円超：基準利率 <p>適用利率は、信用リスク・融資期間等に応じて所定の利率が適用されます。</p>	<p>特別利率A ※次世代育成支援対策推進法第13条に基づく認定を受けた方（くるみん認定企業）は特別利率B</p>
担 保	担保設定の有無、担保の種類などについては、ご相談のうえ決めさせていただきます。	お客さまのご希望を伺いながらご相談させていただきます。
保 証 人	一定の要件を満たす場合には、経営責任者の方の個人保証を免除または猶予する制度をご利用いただけます。	